

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

(変更)

				資料番号	37-1	担当課	環境・ゼロカーボン推進課
法令名	土壤汚染対策法	根拠条項	第19条	不利益処分の種類	運搬及び処理のための措置命令		
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号） (措置命令) 第十九条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合において、汚染土壤の特定有害物質による汚染の拡散の防止のため必要があると認めるときは、当該各号に定める者に対し、相当の期限を定めて、当該汚染土壤の適正な運搬及び処理のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 一 第十七条の規定に違反して当該汚染土壤を運搬した場合 当該運搬を行った者 二 前条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して当該汚染土壤の処理を汚染土壤処理業者に委託しなかった場合 当該汚染土壤を当該要措置区域等外へ搬出した者（その委託を受けて当該汚染土壤の運搬のみを行った者を除く。）							